

医療法人財団 利定会
大久野病院訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は医療法人財団利定会が設置する大久野病院訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護(介護予防訪問看護)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護(介護予防訪問看護)(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
2 ステーションの事業の運営に当たっては、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるように努めなければならない。
3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村及びその保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、以下「看護師等」という。)によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 大久野病院訪問看護ステーション
- (2) 所在地 東京都青梅市千ヶ瀬町5丁目610番11

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する事ができるものとする。
- (2) 看護職員:保健師 看護師又は准看護師
常勤換算 2, 5名以上(内1名は常勤とする)
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、又は作業療法士、言語聴覚士:必要に応じて雇用し配置する。
訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日： 通常月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時00分までとする。

(利用時間及び利用回数)

第7条 1 ステーションが行う訪問看護の提供時間は1日1回の訪問につき30分から1時間30分程度（介護保険利用者の場合）または30分から2時間（医療保険利用者の場合）を基準とし、老人訪問看護基本療養費Ⅱを算定する場合は8時間を超えないものとする。

2 利用者による訪問看護の利用は、1週3日を限度とする。但し末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書が交付された利用者についてはこの限りではない。

3 前2項の規程に関わらず、居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付して交付して指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合には、ステーションから居宅介護支援事業所、地区医師会、関係地区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助・食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥創の予防、処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談・家族の健康管理

(緊急時等における対応方法)

第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(個人情報の守秘義務)

- 第11条 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。
- 2 事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等 利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第 13 条 1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事業継続に向けた取り組み)

- 第14条 1 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修、(シミュレーション)を実施する。

(利用料等)

第15条 1 ステーションは、基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 医療保険（健康保険法または老人保健法）
健康保険法または老人保健法に基づく額を徴収する。
 - (2) 介護保険
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは、基本利用料のほか、看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づくものを除く。
- ① 第6条第1項（1）（2）で定めた利用日及び利用時間外に訪問看護を行った場合（医療保険者のみとする）
 - ② 第7条第1項で定めた1時間30分（介護保険利用者の場合）又は2時間（医療保険利用者の場合）（（老人）訪問看護基本療養費Ⅱを算定する場合は8時間）を越えた場合
 - ③ 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受け取るものとする。但し、介護保険を適用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合に限る。

(通常業務を実施する地域)

第15条 ステーションが通常業務を行う地域は、青梅市、日の出町、あきる野市、福生市、羽村市、とする。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次にあげる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後1ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年2回の業務研修
- 2 職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録等を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない（医療及び特定療養費に関する療養に関する諸記録は3年間、診療録は5年間保管とする）

(附則)

この規程は平成17年4月1日から施行する。
この規程は平成18年4月1日から施行する。
この規程は平成21年5月1日から施行する。
この規程は平成22年6月1日から施行する。
この規定は平成23年4月1日から施行する。
この規定は令和6年2月1日から施行する。
この規定は令和6年6月1日から施行する。